

大阪市循環型社会形成推進条例の一部を改正する条例案

大阪市循環型社会形成推進条例（平成23年大阪市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 循環型社会の形成は、循環型社会の形成と同様に持続可能な社会の実現に資する<u>脱炭素社会</u>（大阪市再生可能エネルギーの導入等による<u>脱炭素社会の実現</u>に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）<u>第2条第1号</u>に規定する<u>脱炭素社会</u>をいう。）及び自然共生社会（生物の多様性（生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。）が適切に保たれ、社会経済活動を自然環境に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会をいう。）の構築との相互の関係を踏まえつつ行われなければならない。</p> <p>[3～5 略]</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>2 循環型社会の形成は、循環型社会の形成と同様に持続可能な社会の実現に資する<u>低炭素社会</u>（大阪市再生可能エネルギーの導入等による<u>低炭素社会の構築</u>に関する条例（平成23年大阪市条例第54号）<u>第2条第2項第1号</u>に規定する<u>低炭素社会</u>をいう。）及び自然共生社会（生物の多様性（生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。）が適切に保たれ、社会経済活動を自然環境に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会をいう。）の構築との相互の関係を踏まえつつ行われなければならない。</p> <p>[3～5 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

循環型社会の形成に関する基本理念を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。